

## 委任の終了事由 宅建 H09-09-4 &lt;&lt;#522&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

Aは、その所有する土地について、第三者の立入り防止等の土地の管理を、当該管理を業としていないBに対して委託した。Bが有償で本件管理を受託している場合で、Bが死亡したときは、本件管理委託契約は終了し、Bの相続人は、当該契約の受託者たる地位を承継しない。

【答え】 正しい

## &lt;&lt;ポイント&gt;&gt; 委任の終了事由

委任は、次に掲げる事由によって終了する。

- 一 委任者又は受任者の死亡
- 二 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。（民法 653 条）

	死亡	破産手続開始の決定	後見開始
委任者	終了	終了	終了しない
受任者	終了	終了	終了

※ 委任が終了した場合において、**急迫の事情**があるときは、受任者又はその相続人もしくは法定代理人は、委任者等が委任事務を処理することができに至るまで、**必要な処分**をしなければなりません

★ 任意代理の終了原因と同じ